

## 登別市Z E H普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に寄与するため、予算の範囲内において登別市Z E H普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを指し、別表第1に掲げるZ E Hの要件を満たす住宅をいう。
- (2) 北方型住宅Z E R O 北海道が規定する北方型住宅基準第4（4）及び第5に適合する住宅を指し、別表第2に掲げる要件を満たす住宅をいう。
- (3) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、登別市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 新築戸建住宅 Z E Hに該当（当該住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZ E Hに該当）、又はZ E Hかつ北方型住宅Z E R Oに該当し、登別市内に建築する住宅をいう。
- (5) 新築戸建建売住宅 Z E Hに該当（当該住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZ E Hに該当）、又はZ E Hかつ北方型住宅Z E R Oに該当し、建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない登別市内に所在する住宅をいう。
- (6) 建設事業者 第3条第1項第1号に掲げる要件を満たす者で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する要件を満たす個人又は法人で、かつ、新築戸建住宅の建築を行う事業者をいう。
- (7) 販売事業者 第3条第1項第1号に掲げる要件を満たす者であり、新築戸建建売住宅の販売を行う事業者をいう。
- (8) 市内建設事業者 建設事業者のうち、登別市内に本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有するものをいう。
- (9) 市外建設事業者 建設事業者のうち、登別市外に本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有するものをいう。
- (10) 市内販売事業者 販売事業者のうち、登別市内に本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有するものをいう。

- (1 1) 市外販売事業者 販売事業者のうち、登別市外に本社又は支社、支店、営業所等の事務所を有するものをいう。
- (1 2) 着手 新築戸建住宅の建築に係る契約等又は新築戸建建売住宅の購入に係る契約等を締結することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- (2) 第6条に規定する補助金の交付を申請する時点において、登別市における納期の到来した市税等について未納がない者であること。
- (3) 第9条に規定する補助金の実績報告をする時点において、市民であること。
- (4) 同一の会計年度において、補助金の交付を受けた者でないこと又は交付を受ける予定のない者であること。
- (5) 新築戸建住宅を建設事業者に依頼して建築を行う者又は新築戸建建売住宅を販売事業者から購入する者で、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 当該新築戸建住宅又は当該新築戸建建売住宅に常時居住するものであること。
  - イ 当該新築戸建住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に所有者として登記されるものであること又は当該新築戸建建売住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に最初の所有者として登記されるものであること。
  - ウ 当該新築戸建住宅又は当該新築戸建建売住宅を転売目的で建築又は購入するものでないこと。
  - エ 北方型住宅ZEROに該当する場合、竣工後少なくとも2日以上は展示の用に供すること（以下「完成見学会」という。）。
  - オ 第7条に規定する交付の決定前に着手していないこと。
  - カ 他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項第5号に該当する者が複数いる場合は、そのうち1名を補助対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 新築戸建住宅のうちZ E Hに該当する住宅を市外建設事業者に依頼して建築する場合又は新築戸建建売住宅のうちZ E Hに該当する住宅を市外販売事業者から購入する場合 155万円
- (2) 新築戸建住宅のうちZ E Hに該当する住宅を市内建設事業者に依頼して建築する場合又は新築戸建建売住宅のうちZ E Hに該当する住宅を市内販売事業者から購入する場合 200万円
- (3) 新築戸建住宅のうちZ E Hかつ北方型住宅Z E R Oに該当する住宅を市外建設事業者に依頼して建築する場合又は新築戸建建売住宅のうちZ E Hかつ北方型住宅Z E R Oに該当する住宅を市外販売事業者から購入する場合 177万5千円
- (4) 新築戸建住宅のうちZ E Hかつ北方型住宅Z E R Oに該当する住宅を市内建設事業者に依頼して建築する場合又は新築戸建建売住宅のうちZ E Hかつ北方型住宅Z E R Oに該当する住宅を市内販売事業者から購入する場合 222万円5千円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類により市長に申請するものとする。

- (1) 新築戸建住宅の場合 登別市Z E H普及促進補助金交付申請書兼誓約書(新築戸建住宅用)(別記様式第1号)及び別表第3に掲げる書類
- (2) 新築戸建建売住宅の場合 登別市Z E H普及促進補助金交付申請書兼誓約書(新築戸建建売住宅用)(別記様式第2号)及び別表第4に掲げる書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは登別市Z E H普及促進補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、適当でないと認めるときは登別市Z E H普及促進補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、着手後直ちに新築戸建住宅の建築に係る契約書等の写し又は新築戸建建

売住宅の購入に係る契約書等の写しを市長に提出するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 交付決定者は、第6条の規定により申請した内容を変更又は中止しようとするときは、登別市ZEH普及促進補助金(変更・中止)承認申請書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第6条の規定により申請した内容の変更が軽微であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

(1) 第6条の規定により申請した内容の変更等が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を登別市ZEH普及促進補助金(変更・中止)(承認・不承認)決定通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(実績報告等)

第9条 交付決定者は、新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入の完了の日から30日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日のいずれか早い日までに登別市ZEH普及促進補助金実績報告書(別記様式第7号)に、別表第5に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

2 前項の規定により市長に報告する時点において、完成見学会が完了しておらず完成見学会実施報告書を提出できないときは、完成見学会実施後15日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日までのいずれか早い日までに当該実施報告書により市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の額を確定し、登別市ZEH普及促進補助金額確定通知書(別記様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求等)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市ZEH普及促進補助金交付請求書(別記様式第9号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(使用状況等の調査)

第11条 交付決定者は、住宅のエネルギー使用状況等について、市長の要求があったときは、必要な情報提供等に協力するものとする。

(手続代行)

第12条 申請者又は交付決定者は、第6条の交付申請、第8条の事業内容の変更等、第9条の実績報告及び第10条の請求等の手続について、建設事業者又は販売事業者に依頼して行うことができる。

2 前項の規定により手続を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続に対して誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産等（以下「取得財産等」という。）の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 交付決定者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは売却し、廃棄し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、取得財産等の取得に要する費用（土地の購入等に要する費用を含む。）を借り入れるために担保に供する場合又は取得財産等の使用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 市長は、交付決定者に対し、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより得た収入の全部又はその一部の返還を求めることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 申請等に不正の行為があると認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 交付決定者は、前条第3項及び前項の規定により、市長から補助金の返還を求められたときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助

金の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備)

第15条 交付決定者は、新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入に関する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年告示第107号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第166号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前になされた申請については、なお従前の例による。ただし、この告示による改正後の登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第8条に規定する申請内容の変更等の規定の適用については、この限りでない。

附 則 (令和7年告示第75号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 ZEHの要件

要 件	
1	<p>ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。(※1※2)</p> <p>(1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分1～2: 0.40以下、区分3: 0.50以下、区分4～7: 0.60以下、区分8: なし)</p> <p>(2) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。(※3)</p> <p>(3) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。(※2) (売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。)</p> <p>(4) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。(※1※2※3※4)</p>
2	<p>申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。(※5)</p> <p>※1 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHも補助対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とする。</p> <p>※2 本事業では、補助対象住宅がZEHの場合、北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅(平屋建ての場合を除く)及び多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に建築される住宅に限り、ZEH Orientedも補助対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている必要がある。</p> <p>※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交</p>

通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※4 再エネ等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。

※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

別表第2 北方型住宅Z E R Oの要件

1 4つの基本性能

4つの基本性能	項目	内容
長寿命	高い耐久性	<p>構造躯体が極めて希に発生する地震力の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない構造強度を確保すること。</p> <p>構造部材の耐久性を確保する対策が講じられた仕様とすること。(含水率20%以下の乾燥材または集成材を使用、外壁に通気層を設置)。</p> <p>小屋裏または屋根裏換気のための換気口を断熱方法及び屋根形状に応じて適切に設けること。</p>
	維持管理の容易さ	<p>給排水管等の維持管理が容易であるよう対策が講じられた仕様とすること。(構造躯体・仕上材に影響を及ぼすことなく給排水管等の補修・点検、排水管の清掃を行うことができること。)</p>
安心・健康	高齢社会への対応	<p>高齢者等が安心して生活できるよう対策が講じられた仕様とすること。(住宅内の移動等に伴う転倒、転落等を防止するための基本的な措置、車いす使用者対応。)</p>
	健康で快適な室内空間	<p>ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がない建築材料を使用するか、またはこれらと同等以上にホルムアルデヒドの発散量が少ない建築材料を使用すること。(F☆☆☆☆等級の使用等。)</p>
		<p>必要な換気量と適切な換気経路が確保される換気システムとすること。</p> <p>暖房方式は、セントラルヒーティングを原則とし、住宅内の室温が適正に確保できる全室暖房とすること。</p>
自然災害への対応	<p>地震時の倒壊を防ぎ自宅避難が可能となるよう、また、冬期に無暖房でも一定の室内温度を確保できるよう以下の性能を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造躯体が極めて希に発生する地震力の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない構造強度を</li> </ul>	

		<p>確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UA 値 0.34W/ (m<sup>2</sup>・K) 以下</li> <li>・ C 値 1.0 cm<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以下 (実測)</li> </ul>
環境との共生	省エネ	<p>暖房エネルギーを低減できる性能を確保する仕様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UA 値 0.34W/ (m<sup>2</sup>・K) 以下</li> <li>・ BEI=0.8 以下</li> <li>・ C 値 1.0 cm<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以下 (実測)</li> </ul>
	美しいまちなみの形成	住宅 (附属建築物等を除く。) の外壁は、道路境界線から 1 m 以上後退すること。
地域らしさ	地域資源の活用	地域の気候・風土を活かした住宅の計画・設計とすること。

## 2 CO<sub>2</sub>削減ポイント

次の項目の組み合わせにより、ポイント数の合計が 10 ポイント以上であるもの。

項目	内容	ポイント数	備考
外皮性能の強化	外皮平均熱貫流率 UA 値を 0.28 [W/m <sup>2</sup> ・K] 以下とする。	3	重複不可
	外皮平均熱貫流率 UA 値を 0.20 [W/m <sup>2</sup> ・K] 以下とする。	5	
	窓の熱貫流率を 1.2 [W/ (m <sup>2</sup> ・K)] 以下とし、かつ日射熱取得率 η を 0.3 以上とする。	3	
通風・ひさし等の活用	夏期に効果的に通風を行える窓の仕様及び配置とする。	1	
	採光面に設置する主たる窓に有効なひさしを設置する。	1	
高効率設備等	第一種熱交換換気システムを採用する。	3	
	パッシブ換気システムを採用する。	1	
再生可能エネルギー	太陽光発電設備を屋根面のみに設置する。	3 太陽光発電設	重複不可

一の活用	太陽光発電設備を壁面のみにパネル容量 2 kW 以上を設置する。	備区分表	
	太陽光発電設備を屋根面と壁面に合計パネル容量 5 kW 以上を設置する。		
	太陽光発電設備に加え時間帯選択式ヒートポンプ給湯器を採用する。	5	
	太陽光発電設備に加え蓄電池を設置する。	5	
	太陽熱を利用した給湯装置を設置する。	5	
	地中熱ヒートポンプ温水暖房機を設置する。	2	
	薪や木質ペレット等の木質バイオマスを活用した暖房機器を設置する。	1	
地域資源の活用	主たる構造材等に道産木材を活用する。	2	

### 3 太陽光発電設備区分表

項目	太陽光発電容量	ポイント数	
		多雪区域	多雪区域外
太陽光発電設備を屋根面のみに設置する	1 kW 以下	3	4
	2 kW 以下	4	5
	6 kW 以下	5	6
	6 kW を超える	6	7
太陽光発電設備を壁面のみにパネル容量 2 kW 以上を設置する	2 kW 以上	3	3
太陽光発電設備を屋根面と壁面に合計パネル容量 5 kW 以上を設置する	5 kW 以上	6	7

### 4 建設・維持保全時の基準

項目	内容
専門技術者の関与	・設計業務に当たっては、きた住まいるメンバー（北海道建設部住宅局が規定するきた住まいる制度要綱で登

	<p>録された事業者をいう。以下同じ。) であり、BIS または BIS-M の資格を有する者が、住宅の温熱環境に関する内容の確認を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に当たっては、きた住まいるメンバーであり、BIS-E または BIS-M の資格を有する者が、断熱気密工事に関する内容の確認を行うこと。</li> </ul>
住宅性能の見える化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者又は建設業者は、住宅取得者に対して、住宅の概要及び性能の評価等について説明すること。</li> </ul>
住宅履歴情報の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得者は、計画的・効率的な修繕が可能となるよう、新築時の住宅の仕様や性能について記録を作成し、保管すること。</li> <li>・住宅取得者は、適切な点検や修繕等が行えるよう、維持保全計画を作成し、保管すること。また、作成した維持保全計画に基づき、適切に維持保全を行うこと。</li> </ul>

別表第3 登別市ZEH普及促進補助金交付申請書兼誓約書（新築戸建住宅用）（別記様式第1号）の添付書類

添付書類
1 登別市における納期の到来した市税等について未納がないことを証明する書類の写し
2 新築戸建住宅の建築に要する費用が分かる書類（見積書等）の写し
3 工事前の写真（建築予定地が更地であることを確認できるもの、又は建築予定地に建物等が存在する場合はその建物等を確認できるもの）
4 その他市長が必要と認める書類

別表第4 登別市ZEH普及促進補助金交付申請書兼誓約書（新築戸建建売住宅用）（別記様式第2号）の添付書類

添付書類
1 登別市における納期の到来した市税等について未納がないことを証明する書類の写し
2 新築戸建建売住宅の購入に要する費用が分かる書類（見積書等）の写し
3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
4 購入予定の新築戸建建売住宅を確認できる写真
5 BELS評価書（「ZEHマーク」の表示があるもの）の写し
6 その他市長が必要と認める書類

別表第5 登別市Z E H普及促進補助金実績報告書（別記様式第7号）  
の添付書類

添 付 書 類	
1	<p>交付決定者の本人確認書類（住民票、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し（記載されている住所と新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅の所在地が一致しているもの）</p> <p>※ 家屋証明書の写しがある場合は不要</p>
2	<p>新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅の概要が分かる書類（配置図及び平面図等）の写し</p>
3	<p>新築戸建住宅の工事完了後の写真</p> <p>※ 新築戸建建売住宅の場合は不要</p>
4	<p>B E L S 評価書（「Z E Hマーク」の表示があるもの）の写し</p> <p>※ 新築戸建建売住宅の場合は不要</p>
5	<p>新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅の引き渡しを確認できる書類（引き渡し完了証明書等）の写し</p>
6	<p>新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入に係る領収書の写し</p>
7	<p>建物の登記事項証明書（交付決定者が新築戸建住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に所有者として登記されているもの、又は交付決定者が新築戸建建売住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に最初の所有者として登記されているもの）の写し</p> <p>※ 家屋証明書の写しがある場合は不要</p>
8	<p>北方型住宅Z E R Oチェックリスト</p> <p>※ 北方型住宅Z E R Oに該当しない場合は不要</p>
9	<p>（1）完成見学会実施報告書</p> <p>（2）完成見学会実施計画書</p> <p>※ 北方型住宅Z E R Oに該当しない場合は不要</p> <p>※ 当該実績報告時点で完成見学会が完了している場合は（2）の書類は不要</p> <p>※ 当該実績報告時点で完成見学会が完了していない場合は（2）の書類により報告するものとし、当該見学会実施後15日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日までのいずれか早い日までに（1）の書類により報告するものとする</p>

別記様式第1号（第6条関係）

登別市ZEH普及促進補助金交付申請書兼誓約書（新築戸建住宅用）

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

手続代行者 所 在 地  
名 称  
代 表 者

登別市ZEH普及促進補助金について、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 新築戸建住宅の内容

建設事業者の名称	
建設事業者の所在地	
建築予定地	
住宅の区分	<input type="checkbox"/> ZEHに該当 <input type="checkbox"/> ZEHかつ北方型住宅ZEROに該当 (いずれかに✓を付けてください。)
建築予定期間	年 月 日 から 年 月 日

3 添付書類（下記書類をすべて確認の上、チェックを付けてください。）

- 登別市における納期の到来した市税等について未納がないことを証明する書類の写し
- 新築戸建住宅の建築に要する費用が分かる書類（見積書等）の写し
- 工事前の写真（建築予定地が更地であることを確認できるもの、又は建築予定地に建物等が存在する場合はその建物等を確認できるもの）

4 誓約事項等（内容を確認の上、□に✓をお願いします。）

下記に定められた事項にすべて誓約します。

- |   |
|---|
| <p>1 当該新築戸建住宅がZEHに該当すること。</p> <p>2 申請者が登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。</p> <p>3 申請者が同一の会計年度において、登別市ZEH普及促進補助金の交付を受けた者でないこと又は交付を受ける予定のない者であること。</p> <p>4 申請者が、当該新築戸建住宅に常時居住するものであること。</p> <p>5 申請者が、当該新築戸建住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に所有者として登記されるものであること。</p> <p>6 申請者が当該新築戸建住宅を転売目的で建築するものでないこと。</p> <p>7 北方型住宅ZEROに該当する場合、竣工後少なくとも2日以上は展示の用に供すること。</p> <p>8 登別市ZEH普及促進補助金交付要綱7条に規定する交付の決定前に着手していないこと。</p> <p>9 他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと。</p> |
|---|

別記様式第2号（第6条関係）

登別市ZEH普及促進補助金交付申請書兼誓約書（新築戸建建売住宅用）

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

手続代行者 所 在 地  
名 称  
代 表 者

登別市ZEH普及促進補助金について、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 新築戸建建売住宅の内容

販売事業者の名称	
販売事業者の所在地	
住宅の所在地	
住宅の建築年月日	年 月 日（検査済証に記載の検査年月日）
住宅の区分	<input type="checkbox"/> ZEHに該当 <input type="checkbox"/> ZEHかつ北方型住宅ZEROに該当 （いずれかに✓を付けてください。）
購入予定日	年 月 日

3 添付書類（下記書類をすべて確認の上、チェックを付けてください。）

- 登別市における納期の到来した市税等について未納がないことを証明する書類の写し
- 新築戸建建売住宅の購入に要する費用が分かる書類（見積書等）の写し
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- 購入予定の新築戸建建売住宅を確認できる写真
- 新築戸建建売住宅のBELS評価書（「ZEHマーク」の表示があるもの）の写し

4 誓約事項等（内容を確認の上、に✓をお願いします。）

下記に定められた事項にすべて誓約します。

1	当該新築戸建建売住宅が一度も登記されたことのないものであること。
2	申請者が登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
3	申請者が同一の会計年度において、登別市ZEH普及促進補助金の交付を受けた者でないこと又は交付を受ける予定のない者であること。
4	申請者が、当該新築戸建建売住宅に常時居住するものであること。
5	申請者が、当該新築戸建建売住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に最初の所有者として登記されるものであること。
6	申請者が当該新築戸建建売住宅を転売目的で購入するものでないこと。
7	北方型住宅ZEROに該当する場合、竣工後少なくとも2日以上は展示の用に供すること。
8	登別市ZEH普及促進補助金交付要綱7条に規定する交付の決定前に着手していないこと。
9	他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと。

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市ZEH普及促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金について、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。  
交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 3 着手後は、直ちに新築戸建住宅の建築に係る契約書等の写し又は新築戸建建売住宅の購入に係る契約書等の写しを市長に提出しなければなりません。
- 4 申請した内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、申請内容の変更が軽微である場合はこの限りではありません。
- 5 新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入の完了の日から30日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。
- 7 住宅のエネルギー使用状況等について、市長の要求があったときは、必要な情報提供等に協力しなければなりません。
- 8 取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは売却し、廃棄し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、取得財産等の取得に要する費用（土地の購入等に要する費用を含む。）を借り入れるために担保に供する場合又は取得財産等の使用年数が法定耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
- 9 この補助金の交付の条件に違反したとき、住宅の施工の方法等が不相当と認められるとき、又は申請等に不正の行為があると認められるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- 10 新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入に関する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- 11 新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入において、交付決定者と建設事業者又は販売事業者との契約、施工、製品等の品質・性能、引き渡し完了後の保守や保証等を市が保証するものではありません。また、本事業の設計又は工事を行う建設事業者は建築基準法等の法令・法規を遵守しなければなりません。なお、万一上記に関する紛争が起きても市は関与しません。
- 12 この交付決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第4号（第7条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市ZEH普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金について、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第5号（第8条関係）

登別市ZEH普及促進補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

手続代行者 所 在 地  
名 称  
代 表 者

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、  
次のとおり変更（中止）したいので、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第8条  
第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）内容

2 変更（中止）理由

3 関係書類

- （1）内容の変更等が分かる書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市ZEH普及促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで（変更・中止）承認申請のありました標記補助金について、次のとおり決定しましたので、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認（不承認）の理由
- 2 補助金の額を 円から \_\_\_\_\_ 円に変更します。
- 3 この決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

登別市ZEH普及促進補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

手続代行者 所 在 地  
名 称  
代 表 者

年 月 日付け登 第 号で交付決定（変更交付決定）を受けた標記補助金について、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 着手年月日（契約締結日） 年 月 日
  - 2 完了年月日（引き渡し日） 年 月 日
  - 3 添付書類（下記書類をすべて確認の上、チェックを付けてください。）
- 交付決定者の本人確認書類（住民票、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し（記載されている住所と新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅の所在地が一致しているもの）
    - ※ 家屋証明書の写しがある場合は不要
  - 新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅の概要が判る書類（配置図及び平面図等）の写し
  - 新築戸建住宅の工事完了後の写真
    - ※ 新築戸建建売住宅の場合は不要
  - BELS評価書（「ZEHマーク」の表示があるもの）の写し
    - ※ 新築戸建建売住宅の場合は不要
  - 新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅の引き渡しが確認できる書類（引き渡し完了証明書等）の写し
  - 新築戸建住宅の建築又は新築戸建建売住宅の購入に係る領収書の写し
  - 建物登記事項証明書（申請者が新築戸建住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に所有者として登記されているもの、又は申請者が新築戸建建売住宅の建物の登記事項証明書（権利部（甲区））に最初の所有者として登記されているもの）の写し
    - ※ 家屋証明書の写しがある場合は不要
  - 北方型住宅ZEROチェックリスト
    - ※ 北方型住宅ZEROに該当しない場合は不要
  - (1) 完成見学会実施報告書  
(2) 完成見学会実施計画書
    - ※ 北方型住宅ZEROに該当しない場合は不要
    - ※ 当該実績報告時点で完成見学会が完了している場合は(2)の書類は不要
    - ※ 当該実績報告時点で完成見学会が完了していない場合は(2)の書類により報告するものとし、当該見学会実施後15日以内又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日までのいずれか早い日までに(1)の書類により報告するものとする

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市 Z E H 普及促進補助金額確定通知書

年 月 日付け登 第 号で交付決定しました標記補助金について、登別市 Z E H 普及促進補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

確定額

円

登別市ZEH普及促進補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

登別市ZEH普及促進補助金について、登別市ZEH普及促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	
口座名義	
口座番号	

※申請者氏名と口座名義人は同一としてください。

3 添付書類

- (1) 振込先を確認できる書類（通帳、インターネットでの表示画面 等）の写し
- (2) 登別市ZEH普及促進補助金交付決定通知書の写し
- (3) 登別市ZEH普及促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書の写し

※ 交付決定額に変更がない場合は（3）の書類は不要